| | | | |
|---|---|---|---|
| 収受日 | | 分類 | 00-07-04 |
| 発信元文書の日付 | | 文書番号 | |
| 供覧日 | 令和8年 4月 6日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>選挙管理委員会事務局<br>主事（３級）　稲垣 賢也 |
| 処理期限 | | | |
| 保存期間 | 30年 | | |
| 開示区分 | 公開 | | |
| 不開示理由 | | | |
| 件名 | 異議申出書（公職選挙法第202条に基づく）について | | |
| 公開件名 | 異議申出書（公職選挙法第202条に基づく）について | | |
| 要旨 | このことについて、別添のとおり、供覧します。 | | |

| 供覧者 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 副主幹 | 岩佐 正朗 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会 | 委員長 | 菊池 尚 | 供覧済み |

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市




異議申出書（公職選挙法第 202 条に基づく）
— 逗子市議会議員選挙 開票結果の再点検申出 —

令和　8年 4 月 3 日

逗子市選挙管理委員会　御中

申出人
住所：[redacted]
氏名：神岡 達人　印
区分：候補者
連絡先：[redacted]

## 第1　申出の趣旨

令和 8年 3月 22 日に執行された逗子市議会議員一般選挙について、開票手続および開票結果に適法性・正確性の疑義があり、法定得票数到達に影響を及ぼし得るため、公職選挙法202条に基づき、開票結果の再点検（必要に応じた再分類・再集計を含む）を求める。

## 第2　法的根拠

本件は、公職選挙法の以下の趣旨に基づく。

- 第 67 条以下（開票手続の適正）
- 第 202 条（異議の申し出）

選挙管理委員会には、開票の適正確保および疑義発生時の調査・是正義務がある。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

## 第3　具体的事実

**※有効票・無効票の判定の不統一**

- 同一様式・同程度の判読性の記載票について、一部は有効票、他は無効票と扱われた事例を確認。
- 投票数23230票のうち、無効票145票、按分された票が0票と不自然であり、疑義が発生していること。

**→判定基準の統一的運用が欠如**

## 第4　違法性・不当性の評価

上記事実は、以下の点で公職選挙法の趣旨に反する。

1. **確認手続の欠落**
   → 開票の公正確保（法第 6 条）に反し、恣意的取扱いの余地を生じさせる。
2. **判定基準の不統一**
   → 有権者の意思を平等に扱う原則に反し、結果の公平性を害する。
3. **集計過程の不透明性**
   → 正確な選挙結果の確定義務に抵触するおそれ。

## 第5　結果への影響

- 法定得票数到達までの差は0．49票
- 疑義票数：上記不備に関連する票は、少なくとも145票存在

**したがって、本件不備は法定得票数到達に影響を及ぼし得る規模であり、単なる軽微な手続瑕疵にとどまらない。**

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

## 第6　求める措置

1. 疑義票の個別再点検および統一基準による再判定
2. 必要に応じた再集計の実施

## 第7　結語

本件は、逗子市における選挙の信頼性を左右する重大事案である。
よって、貴委員会においては、法の趣旨に則り、客観的かつ透明性の高い再点検を速やかに実施することを強く求める。

以上

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保存期間 | ５年 | 決裁区分 | 部長 |
| 収受日 | | 分類 | 00-07-04 |
| 起案日 | 令和8年 4月 7日 | 文書番号 | |
| 決裁日 | 令和8年 4月 7日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>選挙管理委員会事務局<br>主事（３級）　稲垣 賢也 |
| 施行日 | 令和8年 4月 7日 | | |
| 処理期限 | | | |
| 発信元文書の日付 | | | |
| 公印 | 不要 | 開示区分 | 公開 |
| 不開示理由 | | | |
| あて先 | 報道機関 | | |
| 件名 | プレスリリースについて（逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出について） | | |
| 公開件名 | プレスリリースについて（逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出について） | | |

| 決裁・合議 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 決裁者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 決裁済み |
| 承認者 | 企画課 | 担当課長 | 田中 千冊 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 副主幹 | 岩佐 正朗 | 承認済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 吉田 光汰 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 血脇 悠斗 | 後閲済み |

| 公印使用承認 | |
|---|---|

伺い文

このことについて、別紙のとおりプレスリリースしてよろしいでしょうか。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

2026年4月7日
逗　子　市

# 令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出について

● 令和８年３月22日執行の逗子市議会議員一般選挙に関し、選挙の効力に関する異議申出が令和８年４月６日に提出され、同日付けでこれを受理しました。

１　申出人
神岡　達人（逗子市議会議員一般選挙の選挙人）

２　申出の趣旨
令和８年３月22日に執行された逗子市議会議員一般選挙について、開票手続および開票結果に適法性・正確性の疑義があり、法定得票数到達に影響を及ぼし得るため、公職選挙法第202条に基づき、開票結果の再点検（必要に応じた再分類・再集計を含む）を求める。

３　異議の申出に対する決定は、申出の日から30日以内に行うよう努めるものとされています。（公職選挙法第213条第１項）

本件に関するお問い合わせ先：
行政委員会事務局　　青柳、岩佐
電話：046-873-1111　内線447

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保存期間 | 30年 | 決裁区分 | 委員長 |
| 収受日 | | 分類 | 00-07-04 |
| 起案日 | 令和8年 4月17日 | 文書番号 | |
| 決裁日 | 令和8年 4月17日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>副主幹　岩佐 正朗 |
| 施行日 | 令和8年 4月17日 | | |
| 処理期限 | | | |
| 発信元文書の日付 | | | |
| 公印 | 要 | 開示区分 | 公開 |
| 不開示理由 | | | |
| あて先 | 神岡達人氏 | | |
| 件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員一般選挙における令和８年４月６日に提起された異議の申出の申出人に対する証拠書類等の提出に関する通知及び関係書類の作成について | | |
| 公開件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員一般選挙における令和８年４月６日に提起された異議の申出の申出人に対する証拠書類等の提出に関する通知及び関係書類の作成について | | |

| 決裁・合議 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 決裁者 | 選挙管理委員会 | 委員長 | 菊池 尚 | 決裁済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（３級） | 稲垣 賢也 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 吉田 光汰 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 血脇 悠斗 | 後閲済み |

| 公印使用承認 | |
|---|---|
| その他 | 総務課 |

伺い文

このことについて、次のとおり送付及び作成してよろしいでしょうか。

令和８年３月２２日執行逗子市議会議員一般選挙における令和８年４月６日に提起された異議の申出の申出人に対し次の１～３の書類を送付するもの。また、関連する書類である４を作成するもの。

１「証拠書類又は証拠物の提出について（照会）」

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

2 「証拠書類又は証拠物の提出の有無について（回答）」

3 「証拠書類又は証拠物の預証」

送付先…[redacted] 神岡　達人（異議申出人）

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

＜証拠書類又は証拠物提出の有無照会書＞

8逗行委発第　8　号
2026年（令和8年）4月17日

異議申出人　神岡　達人　様

逗子市選挙管理委員会
委員長　菊　池　　尚

証拠書類又は証拠物の提出について（照会）

令和8年4月6日付けをもって提起のあった令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出における証拠書類又は証拠物に関する下記の事項については、ご調査のうえ、令和8年4月24日までに別紙回答書により回答してください。

なお、提出されました証拠書類及び証拠物のご説明並びに当該異議の申出に対する口頭意見陳述を予定しておりますので、日程が決まり次第お知らせいたします。

記

1　証拠書類又は証拠物の有無
2　証拠書類又は証拠物の名称及び数量
3　証拠書類又は証拠物の提出予定年月日

【事務担当】
神奈川県逗子市逗子5-2-16
逗子市選挙管理委員会事務局
（行政委員会事務局）
046-873-1111（内線441）

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

＜証拠書類又は証拠物提出の有無回答書＞

2026年（令和8年）　　月　　日

逗子市選挙管理委員会　御中

住所

異議申出人

証拠書類又は証拠物の提出の有無について（回答）

令和8年4月17日付けで照会のありました令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出における証拠書類又は証拠物については、下記のとおりです。

記

1　証拠書類又は証拠物の有無（○印で回答ください。）

①　証拠書類…　有　・　無　　②　証拠物…　有　・　無

2　証拠書類又は証拠物の名称及び数量

3　証拠書類又は証拠物の提出予定年月日…令和　　年　　月　　日

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

＜証拠書類又は証拠物の預証＞

# 証拠書類又は証拠物の預証

2026年（令和8年）　　月　　日

異議申出人　神岡　達人　様

逗子市選挙管理委員会
委員長　　菊　池　　尚

令和8年4月6日付けをもって提起のあった令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出における下記の証拠書類又は証拠物を預かりました。

記

1　証拠書類

2　証拠物

※上記証拠書類及び証拠物を返還するときには、この預証と引き換えることになりますので、それまで大切に保管してください。

【事務担当】
神奈川県逗子市逗子5-2-16
逗子市選挙管理委員会事務局
（行政委員会事務局）
046-873-1111（内線441）

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保存期間 | 30年 | 決裁区分 | 委員長 |
| 収受日 | | 分類 | 00-07-04 |
| 起案日 | 令和8年 4月17日 | 文書番号 | |
| 決裁日 | 令和8年 4月17日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>副主幹　岩佐 正朗 |
| 施行日 | 令和8年 4月17日 | | |
| 処理期限 | | | |
| 発信元文書の日付 | | | |
| 公印 | 要 | 開示区分 | 公開 |
| 不開示理由 | | | |
| あて先 | 神岡達人 | | |
| 件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員選挙における令和８年４月６日に提起された異議の申出の申出人に対し証拠書類又は証拠物の提出期限を指定するもの | | |
| 公開件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員選挙における令和８年４月６日に提起された異議の申出の申出人に対し証拠書類又は証拠物の提出期限を指定するもの | | |

決裁・合議

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 決裁者 | 選挙管理委員会 | 委員長 | 菊池 尚 | 決裁済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（３級） | 稲垣 賢也 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 吉田 光汰 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 血脇 悠斗 | 後閲済み |

公印使用承認

その他　総務課

伺い文

このことについて、次の通り通知してよろしいでしょうか

令和８年３月２２日執行逗子市議会議員選挙における令和８年４月６日に提起された異議の申出の申出人に対し別添のとおり証拠書類又は証拠物の提出期限を指定したので通知するもの。

１「証拠書類又は証拠物の提出期限の指定について」

[redacted]

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

送付先… [redacted] 伸岡達人

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

＜証拠書類又は証拠物の提出期限の指定＞

8逗行委発第　9　号
2026年（令和8年）4月17日

異議申出人　神岡　達人　様

逗子市選挙管理委員会
委員長　菊　池　　尚

証拠書類又は証拠物の提出期限の指定について（通知）

令和8年4月6日付けをもって提起のあった令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する異議の中出における証拠書類又は証拠物については、公職選挙法第216条第1項の規定によって準用する行政不服審査法第32条第3項の規定により令和8年4月30日までに提出してください。

【事務担当】
神奈川県逗子市逗子5-2-16
逗子市選挙管理委員会事務局
（行政委員会事務局）
046-873-1111（内線441）

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 収受日 | 令和8年 4月24日 | 分類 | 00-07-04 |
| 発信元文書の日付 | 令和8年 4月24日 | 文書番号 | |
| 供覧日 | 令和8年 4月24日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>副主幹　岩佐 正朗 |
| 処理期限 | | | |
| 保存期間 | 30年 | | |
| 開示区分 | 公開 | | |
| 不開示理由 | | | |
| 件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員選挙に対する異議申出（選挙の効力）に係る証拠書類又は証拠物の提出の有無の回答について | | |
| 公開件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員選挙に対する異議申出（選挙の効力）に係る証拠書類又は証拠物の提出の有無の回答について | | |
| 要旨 | | | |

供覧者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 血脇 悠斗 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 吉田 光汰 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（３級） | 稲垣 賢也 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 供覧済み |
| 供覧者 | 選挙管理委員会 | 委員長 | 菊池 尚 | 供覧済み |

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

<証拠書類又は証拠物提出の有無回答書>

第　号
収　8.4.24　受
逗子市選挙管理委員会

2026年（令和8年）4月24日

逗子市選挙管理委員会　御中

住所 [redacted]

異議申出人　神岡 達人

証拠書類又は証拠物の提出の有無について（回答）

令和8年4月17日付けで照会のありました令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出における証拠書類又は証拠物については、下記のとおりです。

記

1　証拠書類又は証拠物の有無（○印で回答ください。）

①　証拠書類…　有　・　(無)　　②　証拠物…　有　・　(無)

2　証拠書類又は証拠物の名称及び数量

3　証拠書類又は証拠物の提出予定年月日…令和　　年　　月　　日

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保存期間 | 30年 | 決裁区分 | 部長 |
| 収受日 | | 分類 | 00-07-04 |
| 起案日 | 令和8年 4月24日 | 文書番号 | |
| 決裁日 | 令和8年 4月24日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>選挙管理委員会事務局<br>主事（３級）　稲垣 賢也 |
| 施行日 | 令和8年 4月28日 | | |
| 処理期限 | | | |
| 発信元文書の日付 | | | |
| 公印 | 不要 | 開示区分 | 公開 |
| 不開示理由 | | | |
| あて先 | 報道機関 | | |
| 件名 | プレスリリースについて（逗子市議会議員一般選挙における異議申出に対する決定の延期について） | | |
| 公開件名 | プレスリリースについて（逗子市議会議員一般選挙における異議申出に対する決定の延期について） | | |

| 決裁・合議 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 決裁者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 決裁済み |
| 承認者 | 企画課 | 担当課長 | 田中 千冊 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 副主幹 | 岩佐 正朗 | 承認済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 吉田 光汰 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 血脇 悠斗 | 後閲済み |

| 公印使用承認 | |
|---|---|

伺い文

このことについて、別紙のとおりプレスリリースしてよろしいでしょうか。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

2026年4月28日
逗　子　市

# 令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙における異議申出に対する決定の延期について

● 令和８年３月22日執行の逗子市議会議員一般選挙に関して、令和８年３月31日に提出された当選の効力に関する異議申出及び令和８年４月６日に提出された選挙の効力に関する異議申出について、その提出の日から30日以内に決定を行うよう努めてまいりましたが、次のとおり決定を延期することといたしましたので、お知らせします。

１　決定を延期した異議申出
① 令和８年３月31日に平野和之氏から提出された当選の効力に関する異議申出
② 令和８年４月 ６ 日に神岡達人氏から提出された選挙の効力に関する異議申出

２　決定を延期する理由
異議申出に対する決定のための審理に時間を要するため。

３　決定時期について
具体的な決定時期については現在のところ未定ですが、それぞれの審理が終わり次第、結果につきましては速やかにお知らせします。

本件に関するお問い合わせ先：
行政委員会事務局　　青柳、岩佐
電話：046-873-1111　内線441

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

# 令和８年３月 22 日執行逗子市議会議員一般選挙における
# 選挙の効力に関する異議申出についての口頭意見陳述　概要

1　日　　時　令和８年５月 12 日（火）午前９時 31 分から午前９時 48 分まで

2　開催場所　逗子市役所４階議会会議室

3　出 席 者

⑴　異議申出人

神岡　達人 氏

⑵　逗子市選挙管理委員会

菊池　尚 委員長、岸名　ゆみ子 委員、竹村　史朗 委員、熊倉　正顕 委員

⑶　逗子市選挙管理委員会事務局

青柳　大典 事務局長、岩佐　正朗 副主幹、稲垣　賢也 主事、吉田　光汰 主事

4　議 事 録

【青柳局長】

これより公職選挙法第 216 条第１項によって準用する行政不服審査法第 31 条第１項の規定に基づく口頭意見陳述の手続きを開始する。まず、本日の出席者の紹介をする。

〈逗子市選挙管理委員会各委員及び事務局各職員　自己紹介〉

【青柳局長】

はじめに、異議申出人は本人であることが確認できるものの提示をすること。

〈マイナンバーカード提示により本人確認を実施〉

【青柳局長】

本人確認が終了したため、本口頭意見陳述の趣旨を申し上げる。令和８年３月２２日執行の逗子市議会議員一般選挙が執行され、これに対し、令和８年４月６日に異議申出人から逗子市選挙管理委員会に対し、同選挙における「開票手続および開票結果の適法性・正確性」に疑義があるとして、「選挙の効力」に対する異議申出が提出された。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

その後、令和８年４月 24 日に追加提出する証拠書類等について、「ない」という旨の申出があり、その際に口頭意見陳述の意思を確認したところ、「する」という旨を確認したため、異議申出人に対して、口頭で意見を述べる機会を与えるべく、本日時間を設けた。

次に本日の意見陳述の流れを説明する。本日の陳述は、最大で 30 分程度とする。まず、異議申出人から、当委員会に提出のあった「異議申出書」に基づき、意見陳述をお願いする。その後、選挙管理委員会及び選挙管理委員会事務局から異議申出人に対して質問を行う。

次に、陳述にあたっての注意事項を申し上げる。陳述は、今回の異議申出に関連する事項のみを行うこと。特に、今回は提出のあった「異議申出書」のみが資料となっているため、その内容に基づいて、要点を押さえて簡潔に説明を行うこと。陳述については、本日の記録を作成するため、録音を行う。記録は一言一句を書き起こすものではなく、概要として作成をする。進行に関して、進行係の指示に従うこと。従わない場合は、この手続きを中止することになりえるため、注意すること。全体として想定時間である 30 分を大幅に超過する場合等は、途中であってもこの手続きを終了する。

それでは、異議申出人に伺う。本口頭意見陳述は、令和８年３月 22 日執行の逗子市議会議員一般選挙にかかる「選挙の効力」に関する異議申出に関して実施するものである、ということでよいか。

【神岡】

はい。

【青柳局長】

異議申出人は、氏名を述べたうえで、今回の異議申出について陳述をはじめること。

【神岡】

市議会議員選挙に立候補をした神岡達人と申します。私は３月 22 日執行された市議会議員選挙で法定得票数に僅か足りず、落選となった。私は選挙中に、名前の中でも印象に残る「達人（たつんど）」を連呼していた。そのことによって、私に投票した方の中から「投票用紙に『達人（たつんど）』と記入した」とおっしゃる方がいた。そのような方が他にもいるのではないか。そういった下の名前だけの投票用紙を読取機に通した場合、有効とならないという認識でいる。それが無効票のうち、白票ではないものに含まれているのではないか。無効票として扱われたものについて、どのような基準に基づいて無効とされたのか疑問に思うところがあったため、今回、異議の申出を行った。

申出としては、無効票の再確認を希望するものであり、選挙自体が無効であるという趣旨ではない。

公認を受けた国民民主党からも「繰り上げ当選の可能性があるのであれば異議の申出をするのが妥当ではないか」という話があった。

【青柳局長】

陳述が終了したということでよいか。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

【神岡】

はい。

【青柳局長】

陳述が終了したため、異議申出人の陳述を受けて、逗子市選挙管理委員会及び逗子市選挙管理委員会事務局から質問を行う。

【岩佐副主幹】

異議申出書の中で「同一様式・同程度の判読性の記載票について、一部は有効票、他は無効票と扱われた事例を確認」とあるが、今回の選挙においてその事例を確認したということではなく、以前に行われた選挙でそのような事例があった、という認識で間違いないか。

【神岡】

そのとおりである。以前、投票用紙にひらがなの名前だけが記入されたものが無効となったという事例があったと記憶している。今回の選挙において、逗子市選挙管理委員会がどのように判断したかは分からないが、現在でも他市において無効票の取り扱いについて意見が分かれる事例があるため、「達人（たつんど）」がどう扱われたか確認がしたい。

【菊池委員長】

異議申出書の中に無効票 145 票の扱いについて記載されているが、先ほどおっしゃっていた「達人（たつんど）」という名前のみの票が無効票の中に含まれているのではないかという疑義を持っているということで間違いないか。

【神岡】

そのとおりである。

【岩佐副主幹】

異議申出書の中に「無効票 145 票、按分された票が０票と不自然であり、疑義が発生している」と記載があるが、なぜ不自然と考えたのか。

【神岡】

逗子市と同人口規模で行われた選挙の結果を見ると、基本的に按分票が出ているが、前回の選挙でも今回の選挙でも出なかった。そのことについて法律家の人にも相談した上で、無効票について確認をしたいと思った。

【岩佐副主幹】

不自然と考えたのは、按分票があった場合小数点以下第３位まで出すこととなっているが、それがないということが不自然と捉えたということで間違いないか。

【神岡】

そのとおりである。

【岩佐副主幹】

「疑義が発生している」というのは、どういった方やどれくらいの人数の方がそのように言っているのか。もしくは、神岡氏の陣営の方が言っているのか。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

【神岡】

私の陣営も言っているが、国会議員や県議会議員も含め色々な議員と交流がある中で「異議の申出をした方がいいのではないか」というアドバイスを貰った。経験豊富な元職や現職の議員からそのような話があったため、異議の申出をした。

【青柳局長】

異議申出書に「確認手続の欠落・判定基準の不統一・集計過程の不透明性」と記載があるが、具体的に何についてそのような評価をしているのか。

【神岡】

投票用紙を読取機に通して判定していると思うが、そこで有効とならなかった投票用紙の判断というのは選挙管理委員会が行っていると認識している。先ほども申し上げたが、現在でも他市において無効票の取り扱いについて意見が分かれる事例があるため、統一性がどうなっているのか、判断する人たちがどのように判断しているのかを確認したかった。今回の選挙では国民民主党からは立会人が参加できなかったため、その辺りが不透明である。

【青柳局長】

今回の選挙において、具体的に違法や不当である部分を把握しているということではないか。

【神岡】

無効票が全て白票でないと思うが、その中に私の票が入っているのではないか、ということである。

【菊池委員長】

今一度確認であるが、無効票 145 票の扱いについて確認したいということで間違いないか。

【神岡】

無効票がどのような内容で無効となっているか確認をしたい。

【青柳局長】

言い足りないことはないか。

【神岡】

ない。

【青柳局長】

他にないようであれば、以上をもって口頭意見陳述を終了する。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

# 逗子市選挙管理委員会会議録

（第５回臨時会）

開催日　　令和８年５月25日（月）

| | |
|---|---|
| 午前 | 午前 |
| 10 時00 分開会 | 10 時20 分閉会 |
| ~~午後~~ | ~~午後~~ |

開催場所　　選挙管理委員室

出席者　　委員長　菊池　尚　　委　員　岸名　ゆみ子
委　員　竹村　史朗　　委　員　熊倉　正顕

事務局出席者　事務局長　青柳　大典　　副主幹　岩佐　正朗
主　事　稲垣　賢也

（会議の状況）

議案第 59 号　令和８年４月６日付けで提出された同年３月 22 日執行の逗子市議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出について

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

ここに会議のてんまつを記載し、その相違ないことを確認し、署名する。

委員長　菊池　尚

委　員　芋名ゆみ子

委　員　竹村史朗

委　員　熊倉正顕

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

# 令和８年第５回逗子市選挙管理委員会臨時委員会 概要

１　日　　時　令和８年５月25日（月）午前10時00分から午前10時20分まで

２　開催場所　逗子市役所５階選挙管理委員室

３　出 席 者

⑴　逗子市選挙管理委員会

菊池　尚 委員長、岸名　ゆみ子 委員、竹村　史朗 委員、熊倉　正顕 委員

⑵　逗子市選挙管理委員会事務局

青柳　大典 事務局長、岩佐　正朗 副主幹、稲垣　賢也 主事

４　概　　要

・事務局より、異議申出書が提出されてから口頭意見陳述が終了するまでの経過説明
・決定書（案）の読み上げ
・委員による異議申出書・経過・口頭意見陳述内容及び決定書（案）の確認
・委員長より、本議案について異議がないかの確認（全委員異議なし）

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保存期間 | 30年 | 決裁区分 | 委員長 |
| 収受日 | | 分類 | 00-07-04 |
| 起案日 | 令和8年 5月25日 | 文書番号 | |
| 決裁日 | 令和8年 5月26日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>副主幹　岩佐 正朗 |
| 施行日 | 令和8年 5月26日 | | |
| 処理期限 | | | |
| 発信元文書の日付 | | | |
| 公印 | 要 | 開示区分 | 公開 |
| 不開示理由 | | | |
| あて先 | 神岡達人 | | |
| 件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員一般選挙の選挙の効力に関する異議申出に対する決定書について | | |
| 公開件名 | 令和８年３月２２日執行逗子市議会議員一般選挙の選挙の効力に関する異議申出に対する決定書について | | |

| 決裁・合議 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 決裁者 | 選挙管理委員会 | 委員長 | 菊池 尚 | 決裁済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（３級） | 稲垣 賢也 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 吉田 光汰 | 後閲済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 血脇 悠斗 | 後閲済み |

| 公印使用承認 | | |
|---|---|---|
| その他 | 総務課 | |

伺い文

次のとおり決定書を作成してよろしいか

○対象選挙…令和８年３月２２日執行逗子市議会議員一般選挙

○異議申出人…神岡達人

○決定書…別添のとおり

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

# 決　定　書

異議申出人　神岡　達人

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和８年４月６日付けで提起された令和８年３月２２日執行の逗子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

## 主　文

本件異議申出を却下する。

1　異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において、開票手続き及び開票結果に適法性・正確性の疑義があり、法定得票数到達に影響を及ぼし得るため、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という）第 202 条に基づき、開票結果の再点検（必要に応じた再分類・再集計を含む。）を求めるものである。

2　異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は次のとおりである。

（１）同一様式・同程度の判読性の記載票について、一部は有効票、他は無効票と扱われた事例を確認したこと、投票総数 23,230 票のうち無効票 145 票、按分された票が 0 票であり不自然であることから、判定基準の統一的運用がなされていないため、開票結果の公正性が確保されていない。

（２）判定基準の統一的運用がなされていない中で発生した無効投票 145 票は依然として疑義投票として存在しており、その中に申出人の投票があるならば、申出人の得票数である 339 票が法第 95 条に規定する得票数（以下「法定得票数」という。）339.485 を上回る可能性がある。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

# 決定の理由

1　異議申出の要件

法第 202 条第 1 項の規定による選挙の効力に関する異議申出は、本件選挙の執行日である令和 8 年 3 月 22 日の日から 14 日以内である同年 4 月 6 日（法第 270 条の 3 を適用）に本件選挙の効力に関し開票結果の再点検を求めてなされたものであり、当委員会はこれを受理し審理を行った。

2　当委員会の判断

審理結果は次のとおりである。

なお、申出による口頭意見陳述を行い、異議申出の内容を確認した。

申出の趣旨については、開票手続きにおける判定基準の統一的運用が欠如しており、適法性・正確性に疑義があるとの主張である。その理由として、同一様式・同程度の判読性の記載票について一部は有効票、他は無効票と扱われた事例を確認したこと、また、投票総数 23,230 票のうち無効票 145 票、按分された票が 0 票と不自然であるということをあげている。この統一的運用が欠如した状態で発生した無効票 145 票及び按分された票が 0 票であることには疑義があり、申出人の得票数 339 票は当該選挙の法定得票数 339.485 に 0.485 票不足している状態が、この無効票及び按分された票を再点検することで、申出人は法定得票数に到達する可能性があると主張している。

法第 205 条では、選挙争訟については、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」選挙が無効となるとしている。申出人からは、選挙の規定に違反する具体的な証拠物や証拠書類の提出はなく、口頭意見陳述の中でも違反とされる行為を具体的に指摘されることはなかった。

以上を踏まえたうえで、無効投票をどう扱うかにより得票数に影響を与えることから、本件選挙における得票数の算定に違法があったかについて検証した。

本市の本件選挙における開票事務については、点字投票を除く全ての投票用紙を読取分類機により分類し、完全有効投票は候補者別に分類するとともに、白紙投票、無効投票、疑義投票に分類される。完全有効投票は点検係により他候補者の混入や他事記載がないかなど一票一票点検を行い、計数係において 2 台の計数機を用いて 100 票束を 2 回確認している。白紙投票、無効投票、疑義投票は 2 人の審査係において慎重に審査を行い、明らかに無効投票と判定できる投票以外は文字が不明瞭な投票を含め、法第 67 条に基づき法第 68 条の規定に反

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

しない限り選挙人の意思を極力尊重することを前提として、２人の審査係が法や実例・判例などに基づき慎重に判断した。なお、申出人は、口頭意見陳述の中で「達人（たつんど）」とだけ書かれた投票が名しか書かれていない不完全な投票として、その全てが無効投票に分類されているとの主張であったが、「達人（たつんど）」とだけ書かれた投票であれば、読取分類機で完全有効投票として分類され、さらに点検係や審査係が目視で確認していることから疑義投票や無効投票に含まれていた可能性はないと考える。また、本件選挙においては、法第68条の２の按分票規定を適用すべき候補者は存在しなかった。

このように分類された有効投票及び無効投票は、そのすべての投票を選挙立会人が目視により確認し、選挙長がその効力を決定するという手続きのもと厳正に行われたものであり、得票数の算定及び当選人の決定にあたって違法があったとは認められない。

また、本件選挙における無効投票は145票であり、その内訳は「白票…97票」「単に雑事を記載したもの…26票」「単に記号や符号を記載したもの…14票」「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの…3票」「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの…4票」「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの…1票」である。このように候補者の氏名ではないものが書かれていたのが140票と大半であり、この他の５票が候補者の氏名のほか他事を記載したもの及び候補者の氏名ではないかと思われるが判別できないものや２人以上の候補者の氏名がありその中のどの候補に投票されたものか不明瞭な投票等に分類されたものであった。これらについて、審査係を担当した市職員２名に聴取したところ、２人の意見が割れる事案はなく、審査に際して特別に判断が難しかったものはなかったと証言している。さらには選挙立会人数名からも聴取したが開票作業において特別に疑義を生じさせるような行為は見受けられず、無効投票に分類されたものについても確認したが特に疑義を感じたものはなかったとのことであった。

以上のとおり、本件選挙における開票事務及び選挙会は適正に執行されており、当選人の決定に影響を及ぼす事務処理の誤りは見つからないことから、さらに、選任された10人の選挙立会人をもって適法に執行されており、改めて本件選挙に係る票の再点検は必要ないと判断する。

よって、当委員会は法第216条第１項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第２項の規定により、主文のとおり決定する。

令和８年５月26日

逗子市選挙管理委員会

委員長　菊　池　　尚

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　　子　　市

教　示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保存期間 | 30年 | 決裁区分 | 部長 |
| 収受日 | | 分類 | 00-07-04 |
| 起案日 | 令和8年 5月25日 | 文書番号 | |
| 決裁日 | 令和8年 5月26日 | 起案者 | 選挙管理委員会事務局<br>選挙管理委員会事務局<br>主事（３級）　稲垣 賢也 |
| 施行日 | 令和8年 5月26日 | | |
| 処理期限 | | | |
| 発信元文書の日付 | | | |
| 公印 | 不要 | 開示区分 | 公開 |
| 不開示理由 | | | |
| あて先 | 報道機関 | | |
| 件名 | プレスリリースについて（逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出について） | | |
| 公開件名 | プレスリリースについて（逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出について） | | |

| 決裁・合議 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 決裁者 | 選挙管理委員会事務局 | 事務局長 | 青柳 大典 | 決裁済み |
| 承認者 | 企画課 | 担当課長 | 田中 千冊 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 青柳 大典 | 承認済み |
| 承認者 | 選挙管理委員会事務局 | 副主幹 | 岩佐 正朗 | 承認済み |
| 後閲者 | 選挙管理委員会事務局 | 主事（２級） | 吉田 光汰 | 後閲済み |

| 公印使用承認 | |
|---|---|

伺い文

このことについて、別紙のとおりプレスリリースしてよろしいでしょうか。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

2026年5月26日
逗　子　市

# 令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出に対する決定について

● 令和８年４月６日付けで提出された令和８年３月 22 日執行の逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出について、審理を終了し、次のとおり決定しましたので、お知らせします。なお、詳細については、市ホームページに決定書等を掲載しますので、そちらをご覧くださいますようお願い申し上げます。

１　申出人
神岡　達人（逗子市議会議員一般選挙の選挙人）

２　申出の趣旨
令和８年３月 22 日に執行された逗子市議会議員一般選挙について、開票手続および開票結果に適法性・正確性の疑義があり、法定得票数到達に影響を及ぼし得るため、公職選挙法第 202 条に基づき、開票結果の再点検（必要に応じた再分類・再集計を含む）を求める。

３　決定の内容
異議申出を却下する。

４　審査申立てについて（公職選挙法第202条第２項）
市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は要旨の告示の日から 21 日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

本件に関するお問い合わせ先：
行政委員会事務局　　青柳、岩佐
電話：046-873-1111　内線 447

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

# 面　談　記　録

担当課　行政委員会事務局

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 令和８年市議会議員選挙における異議申出に関する聞き取りについて |
| 日　　時 | 令和８年４月 20 日（月）16 時 45 分～16 時 55 分 |
| 場　　所 | 逗子市役所４階議会図書室 |
| 出 席 者 | 行政委員会事務局　青柳局長、岩佐副主幹、稲垣主事<br>管財契約課　今村主事 |
| 記 録 者 | 行政委員会事務局稲垣主事　　令和８年４月 20 日作成 |
| 面談内容 | 青柳）令和８年市議会議員選挙における異議申出が神岡氏から提出された。内容としては、無効票とされた票の中に自分の票となるものがあったのではないか、というものである。そこで、開票事務において審査係を担当した今村主事に聞き取りを行いたい。<br>岩佐）「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」が３票あるが、神岡氏に近いものはあったか。<br>今村）なかった。<br>岩佐）「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」が４票あるが、神岡氏のものと疑われる票はあったか。<br>今村）高齢の方が記載したと思われる解読不能なものであったという印象で、神岡氏と思われるものはなかった。<br>岩佐）「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」が１票あるが、神岡氏の名前が記載されていたか記憶にあるか。<br>今村）誰の名前が記載されていたか、記憶にない。<br>岩佐）審査係を担当するのは何回目か。<br>今村）２回目である。<br>岩佐）審査を行っていて違和感はなかったか。<br>今村）なかった。<br>岩佐）一緒に審査係を担当した西敏大主任とは、意見の食い違い等なかったか。<br>今村）立候補者の氏名と一致しない名前があった際、お互いに確認しあったということはあったが、結果としては判断が分かれることはなかった。 |

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

# 面　談　記　録

担当課　行政委員会事務局

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 令和８年市議会議員選挙における異議申出に関する聞き取りについて |
| 日　　時 | 令和８年４月21日（火）９時05分～９時25分 |
| 場　　所 | 逗子市役所４階議会図書室 |
| 出 席 者 | 行政委員会事務局　青柳局長、岩佐副主幹、稲垣主事<br>都市整備課　西敏大主任 |
| 記 録 者 | 行政委員会事務局稲垣主事　　令和８年４月21日作成 |
| 面談内容 | 青柳）令和８年市議会議員選挙における異議申出が神岡氏から提出された。内容としては、無効票とされた票の中に自分の票となるものがあったのではないか、というものである。そこで、開票事務において審査係を担当した西主任に聞き取りを行いたい。<br>西　）極力、無効票とならないよう書いた人の意思を読み取る等して、一票一票丁寧に判断した。無効となるものの中には、神岡氏の票となりそうなものはなかった。<br>稲垣）「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」が３票あるが、どのようなことが記載されていたか。<br>西　）プロ野球選手と有名人の名前を記載していたものがあったと記憶している。<br>稲垣）「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」が４票あるが、どのようなものが記載されていたが。<br>西　）何かを書こうとしているが何を書いているかも読み取れないもの、という印象である。<br>岩佐）「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」が１票あるが、神岡氏の名前が記載されていたか記憶にあるか。<br>西　）候補者に対するエールのようなものがしばらく記載された後に、最後に神岡氏とは別の候補者の名前が記載されていた。<br>稲垣）審査係を担当するのは何回目か。<br>西　）３回目である。<br>稲垣）審査を行っていてトラブル等はなかったか。<br>西　）点字の読み取りに苦慮したことがあった程度で、 |

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

| | |
|---|---|
| | 特段トラブルはなかった。最初に疑義票が多めに回ってきたが、開票事務序盤で余裕があったため、捌けていた。<br>稲垣）一緒に審査係を担当した今村主事とは、意見の食い違い等なかったか。<br>西 ）今村主事が判断に迷っていたか悩んでいたものはあったが、２人で確認し合い読み取れたため、結果として有効としたものはあった。<br>岩佐）神岡氏からは「同一様式・同程度の判読性の記載票について、一部は有効票、他は無効票と扱われた事例」について確認したいと異議申出書には記載されているが、西主任と今村主事でそれぞれの片方のみがチェックをしたということはあるか。<br>西 ）基本的にはダブルチェックで行った。特に、判断に迷う票については２人で話し、それでも判断が難しいものは上野次長に確認を行った。 |

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

# 面　談　記　録

担当課　行政委員会事務局

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 令和８年市議会議員選挙における異議申出に関する聞き取りについて |
| 日　　時 | 令和８年４月21日（火）11時15分～11時55分 |
| 場　　所 | 逗子市役所４階議会図書室 |
| 出 席 者 | 行政委員会事務局　青柳局長、岩佐副主幹、稲垣主事<br>選挙立会人 [redacted] |
| 記 録 者 | 行政委員会事務局稲垣主事　　令和８年４月21日作成 |
| 面談内容 | 青柳）令和８年市議会議員選挙における異議申出が神岡氏から提出された。内容としては、無効票とされた票の中に自分の票となるものがあったのではないか、というものである。そこで、開票立会人をされた[redacted]氏に聞き取りを行いたい。<br>[redacted]）正確には記憶していないが、[redacted]と表現しているような惜しいと思った票は２票あった。それ以外は、個人の名前で微妙な記載票はなかったと思う。基本的には、立会人として選挙録に署名し印を押している以上、問題ないと記憶している。<br>岩佐）神岡氏から「開票手続及び開票結果に適法性・正確性の疑義がある」と申し出があったが、[redacted]氏から見てどうか。<br>[redacted]）何度か立会人をやっているが、特段異常はなく、問題ないと思っている。 |

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

# 面　談　記　録

担当課　行政委員会事務局

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 令和８年市議会議員選挙における異議申出に関する聞き取りについて |
| 日　　時 | 令和８年４月21日（火）15時27分～15時40分 |
| 場　　所 | 逗子市役所４階議会図書室 |
| 出 席 者 | 行政委員会事務局　青柳局長、岩佐副主幹、稲垣主事<br>選挙立会人 [redacted] |
| 記 録 者 | 行政委員会事務局稲垣主事　　令和８年４月21日作成 |
| 面談内容 | 青柳）令和８年市議会議員選挙における異議申出が神岡氏から提出された。内容としては、無効票とされた票の中に自分の票となるものがあったのではないか、というものである。そこで、開票立会人をされた [redacted] に聞き取りを行いたい。<br>[redacted]）無効票となったもので印象に残っているのは、全く関係のない有名人の名前が記載されているものや候補者と姓名の片方が一致しないものがあったのということである。少なくとも神岡氏と思われるものはなかった。疑義票の多くは、全く関係ないものがほとんどであるという印象である。<br>岩佐）神岡氏から「開票手続及び開票結果に適法性・正確性の疑義がある」と申し出があったが、[redacted] から見てどうか。<br>[redacted]）何度か立会人をやっているが、開票作業は明確に外部の者が入れないことになっており、疑義はない。<br>岩佐）職員の動きに違和感はあったか。<br>[redacted]）違和感はなかった。 |

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

# 面　談　記　録

担当課　行政委員会事務局

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 令和８年市議会議員選挙における異議申出に関する聞き取りについて |
| 日　　時 | 令和８年４月28日（火）18時45分～19時00分 |
| 場　　所 | 逗子市役所４階 行政委員会事務局打ち合わせスペース |
| 出 席 者 | 行政委員会事務局　青柳局長、稲垣主事<br>選挙立会人 [redacted] |
| 記 録 者 | 行政委員会事務局稲垣主事　　令和８年４月28日作成 |
| 面談内容 | 青柳）令和８年市議会議員選挙における異議申出が神岡氏から提出された。内容としては、無効票とされた票の中に自分の票となるものがあったのではないか、というものである。そこで、開票立会人をされた [redacted] に聞き取りを行いたい。<br>稲垣）「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」が３票あるが、どのようなことが記載されていたか。<br>[redacted]）有名人の名前が１名あったことは覚えているが、その他は当日から１ヶ月以上経過しており、記憶が曖昧である。<br>稲垣）「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」が４票あるが、どのようなものが記載されていたが。<br>[redacted]）[redacted] と記載され、無効票となっているものがあったことは覚えている。<br>稲垣）「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」が１票あるが、神岡氏の名前が記載されていたか記憶にあるか。他の者に聞き取った中では、候補者に対するエールのようなものが書かれていた、という発言があったが。<br>[redacted]）確かに神岡氏ではない他の候補者で記載されているものはあった。<br>稲垣）神岡氏から「開票手続及び開票結果に適法性・正確性の疑義がある」と申し出があったが、[redacted] から見てどうか。<br>[redacted]）いつもと変わらない。<br>稲垣）職員の動きに違和感はあったか。<br>[redacted]）なかった。 |

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

## ○神岡氏における異議申出書に関する経過

【令和８年４月６日】

・神岡氏より「異議申出書」の提出あり。

【令和８年４月 17 日】

・神岡氏へ「証拠書類又は証拠物の提出について（照会）」を送付。

【令和８年４月 20 日】

・開票事務審査係 今村主事への聞き取り。

【令和８年４月 21 日】

・開票事務審査係 西主任への聞き取り。

・選挙立会人[redacted]への聞き取り。

・選挙立会人[redacted]への聞き取り。

【令和８年４月 24 日】

・「証拠書類又は証拠物の提出の有無について（回答）」の提出あり。

⇒証拠書類及び証拠物の提出は無い、と回答があった。

【令和８年４月 28 日】

・選挙立会人[redacted]への聞き取り。

【令和８年５月 12 日】

・口頭意見陳述の実施。

【令和８年５月 25 日】

・令和８年第５回逗子市選挙管理委員会臨時委員会にて決定し、審理終了。

【令和８年５月 26 日】

・決定書を神岡氏へ発送。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市